

衆議院法務委員会ニュース

平成 27. 6. 19 第 189 回国会第 25 号

6 月 19 日（金）、第 25 回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 42 号）（証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度等の創設について）

・上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

井野俊郎君（自民）

- ・司法取引では、捜査機関が供述による他人の犯罪の立証を見込んで合意を行うと思われるため、供述を求める際に誘導等のバイアスがかかるおそれがあるが、供述の信用性を担保する措置はどのようになっているのか、見解を伺いたい。
- ・刑事免責制度では、証言が証人に不利益な証拠とされることがないことを悪用し、自らの余罪についても不起訴となることを狙って証言するおそれがあるが、どのように対処されることとなるのか、見解を伺いたい。
- ・刑事免責制度の適用が想定される暴力団が関わる事件の場合、証言を拒む理由として、いわゆるお礼参り等の報復が心理的圧迫となっていることが考えられるが、制度の実効性についてどのように考えているのか、見解を伺いたい。

國重徹君（公明）

- ・虚偽供述により他人を引っ張り込む危険があることについて、どのような措置を講じているのか、また、合意に基づく供述が虚偽であることが判明した場合に弁護人も共犯として処罰の対象となるのか、伺いたい。
- ・引っ張り込みの防止を担保するものとして合意の内容自体が裁判でオープンにされることを挙げているが、合意の書面にはどのような内容が記載されることとなるのか、伺いたい。
- ・合意に違反して虚偽の供述をした場合には罰則が設けられていることなどにより、一旦合意が成立すると、被疑者は引き返すことが難しくなり、自らの供述を維持せざるを得なくなるとの指摘があることについて、どのように考えているのか、伺いたい。
- ・合意に基づいて行われる取調べについては、虚偽供述や取調べ官のミスリードもあると思うので、運用として録音・録画を行うべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。